

レンタル契約条項

株式会社タックブレイン（以下甲という）の商品をご利用いただきありがとうございます。
お客様に甲所有の商品及び、商品のすべての付属品（以下商品という）をご利用いただくにあたって、次のこととお約束させていただきます。

- 1 甲は、お客様に表記契約書の商品を表記契約書の期間、表記契約書の料金にてレンタルいたします。
- 2 商品がお客様の手元に渡った時間から、甲の手元に返るまでの時間（期間）の料金をいただきます。
- 3 レンタル料金のお支払方法は原則として現金前払いです。
- 4 甲は、個々の取引に際して、連帯保証人の加入と保証金の預託を求める場合があります。この保証金は、この契約書に定められたすべての債務を担保します。
- 5 レンタル期間中は途中で解約された場合であっても、レンタル期間中の料金をいただきます。
- 6 レンタル期間が満了（お約束の返却予定日時）するまでに商品を返還していただきます。もし商品が、お約束の時間より遅れて返却された場合には延長料金（別途延長料金表による）をいただきます。
- 7 お客様がこの契約に違反された場合には、甲は特段の通知、催告なしでこの契約を解除できるものとします。この場合お客様はただちに商品を返還しなければなりません。契約が解除された場合であっても甲が商品の返還を受けるまでのレンタル料金と別途延長料金をいただきます。
- 8 お客様にお支払いいただく料金とは別に消費税を申し受けます。
- 9 商品は日本国内にて、商品の使用目的にあったご使用のみにしていただき、商品の利用保管については十分なご注意をお願いします。
- 10 甲は、随時、商品の保管状況を点検できるものとします。
- 11 商品を甲に返還される場合に、通常の使用による消耗、減価以上に商品が破損し、修理を必要とする場合には修理代金に相当する費用を弁償していただきます。
- 12 商品について第三者が差押、仮差押または権利主張するおそれがある場合、ただちに甲宛にその旨を通知していただきます。
- 13 お客様は商品を第三者に使用させたり譲渡、質入、転賃、占有、移転等の処分をしてはいけません。又商品を改造、改装してはいけません。
- 14 商品に構造上の欠陥があり修理してもお客様のご使用目的を達成できない場合、直ちにご連絡いただくものとします。甲は同種同等の予備品をレンタルいたします。予備品がない場合は表記契約書のレンタル料の払い戻しを持って一切の責任を免れるものとします。
- 15 商品がお客様のお手元にある間に返還不能及び修理不能の状態になった場合は、レンタル期間中の料金（期間を越えていれば、その期間の延長料金）の他に甲が一定の基準により算出したその商品の価格と同額（別途弁償料金表による）を弁償していただきます。お客様が上記金額を甲に支払われた場合には、商品はお客様の所有となります。
- 16 お客様は、本契約に関する申込内容（名前、住所、電話番号等）および客観的な取引事実（契約種類、契約日、契約商品、契約金、支払い状況等）に基づく信用情報が信用情報機関に登録されることに同意します。
- 17 お客様が商品を使用される場合には「取扱説明書」及び甲による取扱説明に従ってお使いください。誤使用、お客様の不注意、使用目的以外のご使用により生じた損害については甲は一切の責任を負いません。
- 18 甲は操作機能確認の上、お客様に商品をお渡しした後、お客様に生じた使用目的を達しない等の損害については、一切責任を負いません。
- 19 もしお客様との間に、この契約に関して紛争を生じた場合には、第一審の管轄裁判所は甲の本社を管轄する地方裁判所とします。

以上